

秋田市 産業廃棄物処分業許可

許可名称	産業廃棄物処分業許可
都道府県・政令市	秋田市
許可番号	08621010535
許可期限	平成34年2月3日

施設の種類	破砕No.1	破砕No.2	破砕No.3	破砕No.4	破砕No.5	造粒固化	焼却施設	中和施設	油水分離施設
設置場所(駐機場所)	秋田県潟上市昭和豊川榎木字苗取沢50-1、50-2、豊川上虻川字山手沢16番1	秋田県秋田市向浜一丁目1番159	秋田県秋田市向浜一丁目1番42	秋田県秋田市向浜一丁目1番125	秋田県秋田市向浜一丁目1番125	秋田県潟上市昭和豊川榎木字苗取沢49	秋田県秋田市向浜一丁目1番42	秋田県秋田市向浜一丁目1番42	秋田県秋田市向浜一丁目1番42
燃え殻	×	×	×	×	×	×	○	×	×
汚泥	×	×	×	×	×	○(※5)	○	×	○(※6)
廃油	×	×	×	×	×	×	○	×	○
廃酸	×	×	×	×	×	×	○	○	×
廃アルカリ	×	×	×	×	×	×	○	○	×
廃プラスチック類	○	×	×	○	×	×	○	×	×
紙くず	○	×	×	○	×	×	○	×	×
木くず	○	○	×	○	○	×	○	×	×
繊維くず	○	×	×	○	×	×	○	×	×
動植物性残さ	×	×	×	×	×	×	○	×	×
動植物系固形不要物	×	×	×	×	×	×	○	×	×
ゴムくず	○	×	×	○	×	×	○	×	×
金属くず	○	×	○	○	○	×	○	×	×
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○	×	×	○	×	×	○	×	×
銚さい	×	×	×	×	×	×	○	×	×
がれき類	×	×	○(※7)	×	×	×	○	×	×
動物のふん尿	×	×	×	×	×	×	○	×	×
動物の死体	×	×	×	×	×	×	○	×	×
ばいじん	×	×	×	×	×	×	○	×	×
政令第2条第13号に規定の産業廃棄物	×	×	×	×	×	×	×	×	×
自動車等破砕物	×	×	×	×	×	×	○	×	×
石綿含有産業廃棄物	×	×	×	×	×	×	×	×	×
水銀使用製品産業廃棄物	×	×	×	×	×	×	○	×	×
水銀含有ばいじん等	×	×	×	×	×	×	○	×	×
処理能力又は埋立面積・埋立容量	182.4t/日 22.8t/時 (8時間)	36.24t/日 4.53t/時 (8時間)	165.8t/日 6.91t/時 (24時間)	固定式: 4200t/日 (24時間) 移動式: 1400t/日 (8時間) 175t/時	固定式: 540.72t/日 (24時間) 移動式: 180.24t/日 (8時間) 22.53t/時	120m ³ /日 15m ³ /時 (8時間)	95t/日 3.96t/時 (24時間) ※4	41.28m ³ /日 5.16m ³ /時 (8時間)	90m ³ /日 10m ³ /時 (9時間)
備考	移動式 ※2	固定式 ※3	固定式	移動固定 併用※2	移動固定 併用※2	移動式 ※2	-	-	-

※1 コンクリートくずにあつては、工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。

※2 移動式施設の使用は、発生事業所内に限る。

※3 譲受け施設(平成21年6月29日譲受け許可)

※4 (汚泥)34.3t/日・1.43t/時 24時間/日
(廃油)36.0t/日・1.50t/時 24時間/日
(廃プラスチック類)74.0t/日・3.08t/時 24時間/日
(政令第7条13号の2産業廃棄物)95.0t/日・3.96t/時 24時間/日

※5 無機性に限る。

※6 廃油を含む。

※7 No.4:廃アスファルト又は廃コンクリートに限る。